

栃木発再生可能エネルギービジネスモデル創造特区

[指定：平成23年12月、認定：平成24年11月]

正

準

I 目標に向けた取組の進捗に関する評価

i) + ii) の平均値 $(1.0 + 2.7) / 2 = 1.9$

1.9

i) 取組の進捗

目標値に対する実績に基づく進捗度(当年度実績)

	評価指標	進捗度	評点
1	農業用水を活用した小水力発電事業による発電総出力、年間電力量<定性的評価>	—	—
2	小水力発電施設の製造、設置やメンテナンスに関わる県内企業の売上増加額<定性的評価>	—	—
3	小水力発電事業の推進	36%	1

評価指標毎の進捗の評価の平均値

$(5 \times 0 + 4 \times 0 + 3 \times 0 + 2 \times 0 + 1 \times 1) / 1 = 1.0$

1.0

※1つの評価指標に複数の数値目標がある場合は、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均する。
 (例) 評価指標1について、a、b、cという3つの数値目標があり、各数値目標の評点・寄与度がa:5・20%、b:4・10%、c:3・70%の場合、 $5 \times 0.2 + 4 \times 0.1 + 3 \times 0.7 = 3.5$ で、四捨五入して評価指標1の評価は「4」となる。

■ 地方公共団体による特記事項

※外部要因による数値への大幅な影響等があれば記載

ii) 取組の方向性に対する評価

専門家による評価の平均値

2.7

II 支援措置の活用と地域独自の取組の状況に関する評価

i)、ii)、iii) の平均値 $(3.5 + 3.0 + 3.3) / 3 = 3.3$

3.3

i) 規制の特例措置を活用した事業等の評価

■ 規制の特例措置を活用した事業の実績及び評価

(事項)

・特定水力発電事業(国交B003)

(概要)

・先駆的ビジネスモデルによる小水力発電事業の実施に向けて、小水力発電導入促進モデル事業による小水力発電施設を平成25年2月に設置し実証試験を開始したが、発電用水利使用許可申請に当たり、特定水力発電事業を活用した。

(規制所管府省(国土交通省)の評価)

・特例措置の効果が認められる。

<特記事項> 規制の特例措置により、短期間(20日間)で許可を取得し、事業を円滑に実施出来ていることから、その効果が認められる。平成26年の水利使用の更新から登録制が活用され、円滑に事業が実施されていると認められる。

■ 国との協議の結果、現時点で実施可能なことが明らかになった措置

(事項)

・水利権協議の簡素化(包括的な水利権取得)

(概要)

・特区指定地域内の農業用水路に多数の小水力発電施設を設置する事業で、かんがい用水利権に完全従属する場合には、同一水系や同一水路、近傍水路であれば、包括的な水利権取得を可能とするという提案について、国土交通省との協議において、複数の発電所であっても、使用水量や発電能力が明確で、従属発電が明らかである場合には、複数の従属発電を1本の水利使用で許可することは可能な場合があるとの見解が示された。

(規制所管府省(国土交通省)の評価(参考意見))

・特になし

専門家による評価の平均値

3.5

正：平成26年3月末までに計画が認定された地区／準：平成26年3月末時点では計画が認定されていない地区

ii) 財政・税制・金融支援の活用実績の評価

専門家による評価の平均値

3.0

iii) 地域独自の取組の状況の評価

専門家による評価の平均値

3.3

Ⅲ 総合評価

(専門家所見(主なもの))

2.5

- ・平成26年度に予定していた金融市場を活用した資金調達に至らず、計画決定に至っていないなど、事業の進捗が遅れていることが懸念される。
- ・すでに特区指定後3年以上を経過している段階において、27年度に目標とする200kWを設置することができるか否かが大きな鍵であるが、その見通しが立っているのかもはっきりしない。
- ・低落差型水力発電装置の運用上の制限など重要な知見が得られていることは評価される。一方で系統連携の協議が円滑に進んでいないこと、新たな施設設置のための事業者との協議が進んでいないことに対して、県のより能動的な推進のイニシアティブが期待される。

専門家による評価(専門家の総合的な所見)の平均値

2.5

評価結果

I、II及びIIIを平均して算出 $(1.9+3.3+2.5)/3=2.6$

2.6

(注)評価に係る評点の考え方については以下のとおり。

・評価は5～1(評点)で行う。

・進捗度は、100%以上を5、80%以上100%未満を4、60%以上80%未満を3、40%以上60%未満を2、40%未満を1とする。

・進捗度以外の評価項目における評点は、5:著しく優れている、4:十分に優れている、3:適当である、2:適当であると認めるには不十分である、1:適当であると認められないとする。